

大学評価・学位授与機構が実施する 法科大学院認証評価について

独立行政法人
大学評価・学位授与機構
平成19年6月28日



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

法科大学院認証評価の目的について

- 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かを認定する。(適格認定)
- 評価結果を各法科大学院にフィードバックすることにより、各法科大学院の教育活動等の改善に役立てる。
- 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、法科大学院の教育活動等の状況を明らかにし、それを社会に示す。



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

法科大学院認証評価の基本的方針

- 評価基準に基づく適格認定評価
- 教育活動を中心とした評価
- 各法科大学院の個性の伸長に資する評価
- 自己評価に基づく評価
- ピア・レビューを中心とした評価
- 透明性の高い開かれた評価



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

評価の実施体制

法科大学院認証評価委員会

「実施方針」等基本的事項の審議・評価結果の審議、決定 等

運営連絡会議

評価部会相互間の調整 等

評価部会

対象法科大学院ごとの調査(書面調査・訪問調査)の実施、評価報告書原案を作成 等

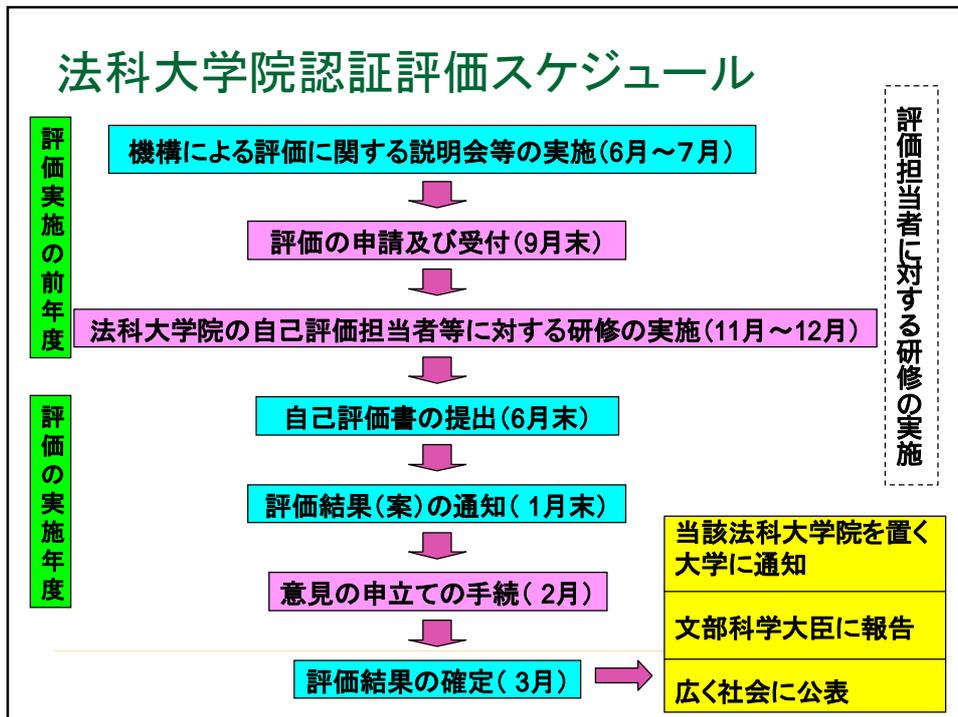
専門部会

特定の専門事項を調査 等



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

法科大学院認証評価スケジュール



評価の種類

①本評価

予備評価



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

本評価

- 法科大学院における自己評価
- 機構における書面調査及び訪問調査
- すべての基準を満たしている場合に、評価基準に適合していると認め、当該法科大学院に対して適格認定を行い、その旨を公表
- 満たしていない基準があれば、評価基準に適合していないものとして、当該法科大学院を置く大学に対して適格と認定されないことを通知し、その旨を公表



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

追評価

- 本評価で適格認定を受けられなかった法科大学院が、本評価実施年度の翌々年度までに、満たしていないと判断された基準に限定して受けることができる。
- 追評価を受け、本評価で満たしていると判断されなかった基準を満たしていると判断された場合に、先の本評価の結果と併せて適格認定を行う。



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

予備評価

(目的)

- 法科大学院の開設後、初年度入学者の修了以前の段階で、関係者の評価に対する理解と習熟を高め、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために実施。

(内容)

- 原則として本評価と同様に実施。基準のすべてについての適合状況の評価ではないため、適格認定を行わない。
- 評価結果は、当該法科大学院を置く大学に通知。
- 文部科学大臣への報告及び社会への公表を行うものではない。



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation